

施策評価シート (平成29年度の振り返り、総括)

作成日 平成30年 04月 17日

施策 No.	3	施策名	バリアフリーのまちづくり
主管課名	建設課	電話番号	0285-83-8150
関係課名	都市計画課、区画整理課、水道課、下水道課、社会福祉課、いきいき高齢課、商工観光課、企画課		

施策の対象	・建物、道路及び公園 ・市民及び来訪者								
対象指標名	単位	23年度実績	24年度実績	25年度実績	26年度実績	27年度実績	28年度実績	29年度実績	31年度見込
建物数(市有建築物数)	箇所	29	29	30	36	36	37	37	31
人口	人	82,136	81,511	80,929	80,698	80,590	79,422	79,452	80,200

施策の意図	・すべての市民が、安全で安心して暮らせるバリアフリーのまちづくりを推進する。								
成果指標設定の考え方及び指標の把握方法(算定式など)	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の公共施設や民間施設を利用する際に、段差や階段などで不自由や不具合を感じている市民の割合は、市民意向調査による。 ・対象とする市の公共建築物は、市役所庁舎、市民会館、公民館、体育館など、多数の者が利用する市有建築物の37施設。 ・対象とする市内の公園は107箇所、公衆トイレは27箇所(公園内トイレを除く)。 ・バリアフリー定義：段差の解消(スロープ)、車いす可能トイレ、手すり、点字ブロックや、必要に応じてエレベーター、自動ドア等を備えていること。 								
成果指標名	単位	23年度実績	24年度実績	25年度実績	26年度実績	27年度実績	28年度実績	29年度実績	31年度基本計画目標値
道路を利用する際に不自由・不具合を感じる割合	%	40.0	43.7	41.5	45.4	41.8	41.2	41.1	39.0
公園を利用する際に不自由・不具合を感じる割合	%	24.4	29.7	27.9	29.5	27.7	29.1	29.9	25.0
建物を利用する際に不自由・不具合を感じる割合	%	32.9	35.0	36.0	37.9	37.1	36.2	36.9	33.0
交通機関利用時に不自由・不具合を感じる割合	%	42.8	44.4	42.3	44.2	44.8	42.1	45.7	40.0
民間施設利用時に不自由・不具合を感じる割合	%	31.9	37.4	36.0	36.2	35.0	36.4	35.6	34.0
バリアフリー化された市有建築物の割合	%	41.4	44.8	46.7	50.0	50.0	51.4	51.4	51.6
バリアフリー化された公園の割合	%	37.2	37.9	38.5	39.2	36.2	36.2	37.4	39.8
バリアフリー化された公衆トイレの割合	%	35.0	38.1	40.9	43.5	42.3	42.3	44.4	45.4

施策の成果向上に向けての住民と行政との役割分担	<p>【市民の役割】 高齢者、障がい者、乳幼児のいる世帯などへの理解と関心を高めるとともに、所有する施設等のバリアフリー化に努める。</p> <p>【行政の役割】 建築物、道路、公園などの公共施設のバリアフリー化に努める。</p>
-------------------------	---

1. 施策の成果水準とその背景（近隣他市や以前との比較、特徴、その要因と考えられること）

(1) 施策成果の時系列比較（過去3年間の比較）

【市民意向調査】

・市民意向調査5項目「道路」、「公園」、「建物」、「交通機関」、「民間施設」に関して、段差や階段などで不自由や不具合を感じている人の平成29年度の割合は、平成27年度に対し、「道路」、「建物」においては減少しているが、「公園」、「交通機関」、「民間施設」は増加している。

【バリアフリー化市有建築物】

平成29年度にバリアフリー化された建物数は、平成27年度と比較すると1箇所（もめん茶屋）増えて19箇所であり、割合としては、50.0%から51.4%へと1.4ポイント増加した。

平成27年度：18箇所 / 36箇所、50.0%

平成28年度：19箇所 / 37箇所、51.4%

平成29年度：19箇所 / 37箇所、51.4%

【バリアフリー化公園】

平成29年度に新設及びバリアフリー化された公園は、平成27年度と比較すると2箇所（龜山北、下鷲谷）増えて40箇所であり、割合としては36.2%から37.4%へと1.2ポイント増加した。

平成27年度：38箇所 / 105箇所、36.2%

平成28年度：38箇所 / 105箇所、36.2%

平成29年度：40箇所 / 107箇所、37.4%

【バリアフリー化公衆トイレ】

平成29年度に新設及びバリアフリー化された公衆トイレは、平成27年度と比較すると1箇所（台町ポケットパーク）増えて12箇所であり、割合としては42.3%から44.4%へと2.1ポイント増加した。

平成27年度：11箇所 / 26箇所、42.3%

平成28年度：11箇所 / 26箇所、42.3%

平成29年度：12箇所 / 27箇所、44.4%

29年度の
評価結果

(2) 近隣他市との比較

・市有建築物のバリアフリー化の割合（平成28年度末現在）は、真岡市が51.4%であるのに対し、宇都宮市が73.5%である。（県内他市町の公表なし）

(3) 住民期待水準との比較

・「道路」を利用する際に段差や階段などで不自由や不具合を感じている人の割合」は前年度より0.1ポイント減少

・「公園」を利用する際に段差や階段などで不自由や不具合を感じている人の割合」は前年度より0.8ポイント増加

・「建物」を利用する際に段差や階段などで不自由や不具合を感じている人の割合」は前年度より0.7ポイント増加

・「交通機関」を利用する際段差や階段などで不自由や不具合を感じている人の割合」は前年度より3.6ポイント増加

・「民間施設」を利用する際に段差や階段などで不自由や不具合を感じている人の割合」は前年度より2.4ポイント減少

(考察・背景)

・「道路を利用する際に段差などで不自由や不具合を感じる人の割合」が高いのは、対前年度比較では僅かに減少したものの、既設歩道の段差解消が進んでいないことが原因と思われる。

・「交通機関を利用する際に段差などで不自由や不具合を感じる割合」が高いのは、駅・列車やバスの乗り降りの際の段差が解消されていないことが原因と思われる。

（市内2事業者のノンステップバス導入率（平成28年度末現在）：平均52.5%（全国平均53.3%）

・平成11年に「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」が施行され、公共的施設の新築等を行う場合はバリアフリー化が義務化された。（公共的施設＝公共施設＋病院・劇場・商業施設等）

2. 施策の成果実績に対してのこれまでの主な取り組み（事務事業）の総括

【バリアフリー化の実績】（平成29年度）

○建築物等

（改修）

- ・ 総合福祉保健センター（トイレ内段差解消）
- ・ さくら市営住宅（トイレ内手すり設置）
- ・ 井頭温泉（浴室洗い場転倒防止手すり設置）

（新設）

- ・ 亀山北公園（車椅子対応トイレ設置）、下鷲谷公園
- ・ 台町ポケットパーク（車椅子対応トイレ設置）

○道路（電線地中化による歩道のバリアフリー化）

- ・ 主要地方道つくば真岡線（田町橋前後） L=340m
- ・ 主要地方道宇都宮真岡線・一般県道石末真岡線
（寿町交差点～真岡鐵道踏切） L=858m
- ・ 主要地方道真岡上三川線・一般県道西小埜真岡線
（並木町西交差点～市役所前交差点） L=1,853m
- ・ 主要地方道宇都宮真岡線・真岡那須烏山線（外堀歩道橋～大前神社手前） L=1,213m
- ・ 一般県道西小埜真岡線（長瀬橋左岸～国道294号） L=450m

《 合計 L=4,714m 》

29年度の
評価結果

3. 施策の課題認識と改革改善の方向

- ・ 既設公共施設については、「真岡市公共施設再配置計画」等による維持管理方針に基づき、新築・改築等に併せて段差の解消、スロープや手すりの設置などのバリアフリー化を図る。
- ・ 2階以上の既設施設については、エレベーターの設置などを検討する。
- ・ 新設公共施設については、「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」等に基づくバリアフリー化と併せ、ユニバーサルデザインを踏まえた整備を図る。
- ・ 電線地中化による歩道のバリアフリー化を促進するために、関係機関に要望する。
- ・ 平成30年度は、新庁舎建設の着手、(仮称)休日夜間急患センターの建替え、北真岡駅南口の改修及び高間木市営住宅の手すり設置等を実施し、バリアフリー化を図る。

29年度の
評価結果

補足事項

【バリアフリー】

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

【ユニバーサルデザイン】

バリアフリーは、障害によりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

（出典：障害者基本計画（H14.12.24閣議決定））

【当該施策におけるバリアフリーの定義】

- ・車イス使用者が乗り降りできる駐車場があること。
- ・出入り口に段差がないこと。段差がある場合はスロープを設けること。
- ・車イスに乗った人が一人で利用できるトイレがあること。
- ・階段やスロープに手摺が設置されていること。
- ・視覚障がい者のための点字ブロックが整備されていること。
- ・2階以上の施設にはエレベーターが設置されていること。
- ・出入り口の戸は、自動又は円滑に開閉して通過できる構造であること。